



平成 3 1 年 第 2 回
本別町議会臨時会会議録

自 平成 3 1 年 4 月 2 5 日
至 平成 3 1 年 4 月 2 5 日

本 別 町 議 会

平成31年本別町議会第2回臨時会会議録（第1号）

平成31年4月25日（木曜日） 午前10時01分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第31号	平成31年度本別町一般会計補正予算（第2回）について
日程第 5	議案第32号	平成31年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について
日程第 6	議案第33号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 7	議案第34号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第31号	平成31年度本別町一般会計補正予算（第2回）について
日程第 5	議案第32号	平成31年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について
日程第 6	議案第33号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 7	議案第34号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長 高橋正夫 副町長 大和田 収

会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	菊地敦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	田西敏重	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	大槻康有	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	井戸川一美	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司
住民課主幹	久司広志	総務課長補佐	三品正哉
建設水道課長補佐	小出勝栄	教 育 長	佐々木基裕
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	坪 忠男
学校給食共同調理場所長	高橋優	農委事務局長	倉崎景一
代表監査委員	畑山一洋	選管事務局長	村本信幸

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷲 巢 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開会宣告（午前10時01分）

◎開会宣告

- 議長（高橋利勝） ただいまから、平成31年第2回本別町議会臨時会を開会します。
-

◎開議宣告

- 議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、黒山久男議員、山西二三夫議員、及び大住啓一議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

- 議長（高橋利勝） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（高橋利勝） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第4号平成31年度本別町一般会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

村本総務課長。

- 総務課長（村本信幸） 報告第4号専決処分報告。

平成31年度本別町一般会計補正予算（第1回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,128万7,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります。17款1項1目寄付金1節総務費寄付金4万3,000円の増額補正は、スポーツ振興基金指定寄付金として、本別ゴルフ同好会会長、〇〇〇〇様からの寄付金でございます。

次の、2、歳出であります。2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金4万3,000円の増額補正は、寄付者の意向によりスポーツ振興基金に積み立てるものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、報告第5号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 報告第5号専決処分報告。

平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入第7項寄付金を5万円増額補正し、資本的収入の総額を6,236万9,000円とするものであります。内容は、本別町にお住まいの匿名の方から5万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出第3項投資を5万円増額補正し、資本的支出の総額は9,946万2,000円となります。寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みとします。

次に、監査委員から平成31年2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みとします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第31号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第31号平成31年度本別町一般会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第31号平成31年度本別町一般会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、消費税率引き上げに伴う低所得者等への影響緩和対策等に係るプレミア

ム付商品券事業の実施、介護サービス事業特別会計繰出金の増額補正が主なものとなっております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,257万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,385万7,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費1項総務管理費8目企画費、補正額1,151万5,000円の増額補正は、プレミアム付商品券事業の実施に伴うものでありますが、11節需要費、各種事業用消耗品費29万7,000円は、コピー用紙、印刷機用のインクを購入するもので、その下、広報用印刷製本費11万1,000円は、事業の周知、申請案内、引き換え、販売の案内等を行なうため、町広報への掲載6回分を計上するものであります。

その下、12節役務費84万円の増額補正は、制度の案内、商品券の引換券を送付するための郵便料を計上するものであります。

次の13節委託料1,014万6,000円の増額補正は、本別町商工会へ商品券の発行業務を委託するもので、商品券の発行は1,700人を見込んでおります。

その下、14節使用料及び賃借料12万1,000円の増額補正は、システム用パソコンのリース代を計上するものであります。

次の段にあります、14目基金費25節積立金57万7,000円の増額補正は、歳入歳出差額分を財政調整基金に積み立て調整するものであります。

下段の3款民生費2項老人福祉費3目介護保険費28節繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金47万円の増額補正は、特別養護老人ホームのガスオープン更新に伴い調整するものであります。

下段の3項児童福祉費2目児童福祉施設費13節委託料8,000円の増額補正は、健康診断の受診者数が1人増となったことによるものであります。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページにお戻りください。

1、歳入ですが、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金1,257万円の増額補正は、歳出で説明いたしましたプレミアム付商品券事業の実施に伴う事務費及びプレミアム補助分が交付されるものであります。

以上、平成31年度本別町一般会計補正予算(第2回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） プレミアム付商品券なのですけれども、商工会と協議してやっていくものだと思うのですけれども、同じ月に商工会のほうもプレミアム商品券、発行すると思うのです。町民に関して、混乱しちゃうかなと思うのですけれども、低所得者向けのプレミアム商品券ということで、どういった協議されていますか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問にお答えいたします。

柏崎議員おっしゃられたように、プレミアム商品券につきましては、商工会がこれまで販促事業として取り組まれてきた経過がございます。今回は消費税対策ということで、国の事業による商品券発行事業でございます、平行しまして商工会のプレミアム商品事業も同時に行なわれるということでございます。したがって、こちらの消費税対策はもちろんそうなのですが、これまでの経済対策、あるいは買い物支援というか、そういった部分も同時にありますので、そのすみ分けといいますか、そういった部分については商工会とも協議しているところでございます。

例えば発行時期、あるいは商工会の販売時期や何かもですね、混乱のないようにすることがまずひとつ大事なことで、それからやはり今御心配にありました、一般の方々がこれまで買っていたプレミアム商品券の買いやすさ、あるいは混乱がしないようなやり方をどうするかというところは今協議しているところでございます。具体的には、国費でやります、この今回の補正の部分については、あくまでも10月1日からの使用ということになりますので、そこは明確な使用時期が決まっております。ただ、商工会のプレミアム商品券につきましては、これまで10月の中旬くらいという発行でございましたけれども、そこをですね、どの時期にするか、あるいは終わりの時期をどういうふうにするかだとか、もうひとつは間違いないように個店が混乱しないように、券の色をかえるだとか、そういったところも工夫しながら、2つの施策が干渉し合わないよう、それぞれ効果が発揮できるような方策を詰めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） プレミアム商品券ということで、1,200万円ほどの補正予算でございます。今、細かく10月以降ということでのお話がありましたが、このプレミアム率はいくらなのか。20パーセントなのか、10パーセントなのか。

それと、先ほど説明で1,700人対象ということでございますが、このまま行きますと国のほうで消費税増税は避けて通れないということでございますから、1,700人分ということになると、言葉悪く言えば、一定の人が買ってしまおうと、なかなか普通の人といえますかね、消費者の方々に行き届かないことがあるのではないかと。これは歳入でプレミアム商品券事業補助金ということですから、国の一発補助でございますけれども、これは町独自で考えていくというような発想が私はある程度必要でないかなと思うのですが。そ

の辺も含めて、2点ほどになると思いますが、プレミアム率と、町単独費で行なう考え方が、これから補正もあるとすれば組めばいいことですから、その辺の考え方の2点ほどになりますか、それをお伺いします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目のプレミアム率でございますけれども、国費のほうで進められる部分については、25パーセント増しということになります。基本的には発行が2万円で御購入いただいて、使える額といたしましては2万5,000円分ということになってございます。

それから2点目の購入の関係でございますけれども、国費で進められる、この消費税対策の部分につきましては、この対象者が2つ決まっております。1つは子育て世代、3歳までのお子様の家庭とですね、それから住民税の非課税世帯ということになってございます。したがって、今回予算計上させていただいた部分については、引き換えの対象を限定してございますので、国費の部分の施策については、御購入希望される方が買えないということはない数量を確保してございます。ということで、先ほど商工会がこれまでやっている施策の部分とは住み分けしながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） そういう大事なことはですね、事前に我々にも周知いただければ、もうちょっと違う質問の仕方もあるのですが、25パーセントのプレミアム率で、子育て世代にある程度限定するというところでございますから、町民の方々はここで補正予算を組んでも、さっぱりわからないのではないかと思います。その辺どうしてその行政執行するにあたって、4月の1日、年度変わりの広報だとかそういうところで、今回まだ予算が通ってないからできなかったと言えればそれまでですけども、その辺を子育て世代だとかいろいろな部分で、悪い施策ではない、いいほうの施策だと思うのですが、その辺ですね、子育て世代だとか社会的にちょっと大変な世代の方々に25パーセントのプレミアム率で、商工会と連携してやって行くということであれば、それはかなり進んだ中で町民の皆さんに周知してやって行くべきだと思うのですが、その辺どんなものでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。議員おっしゃられるように、せっかくの制度でございますので、しっかり町民の皆さまに御理解していただくことが大事だというふうに私も思っております。今回補正で計上させていただきました印刷製本費に係る部分で、広報でのもちろん周知もございまして、今回早速5月15日号のかけはしで、この制度の部分、国費でやられる部分のお知らせを始めたい、それから言われるように、今予定では6回その部分を説明させていただきたいといいますが、広報で掲載させていただくと合わせて、それぞれ子育て世代の方にわかるように、そういった

関係施設へのポスターの掲示であったり、あるいは自治会長の皆さまにお知らせするだとか、いろいろな方法でこの制度の周知、PRを図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） それで理解はいたしますけれども、5月15日でも6月1日でもいいのですけれども、町民の方々が見ていただく中身で周知していただければと思います。これが仮に相当の数で、評判が良かったと、先ほどの質問ともリンクするのですが、新たに8月、7月段階で、6月定例でも、そのときに予算を町独自でプラスしていくような考え方が、先ほどの聞いて明快な答弁がなかったように記憶しているのですが、その辺再度確認させてください。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。平成31年度につきましては、今回補正予算でこの度計上させていただきました、この当該事業と、それからこれまで12回取り組んでまいりました、商工会が取り組まれていましたプレミアム商品券の発行事業、これことし2本立てでやっていくこととなっております。

大住議員ありました、評価のほうでございましてけれども、今年度に関してはこういった形で取り進められるものですから、むしろ国のプレミアム率と商工会が進めていますプレミアム率が違いますので、そういった部分での混乱がないようにということは先ほども答弁させていただきましたけれども、今後評価といった部分については、いろいろとまだ検討する余地はあるかと思いますが、今年度に限っては、そういった部分ではこの予算のままで、今の段階では進めてまいりたいというふうに考えております。次年度以降については恐らく、国費の施策については、これはどうなるかというのは、ちょっとまだ現段階ではわかりかねますので答弁はできませんけれども、いずれにしても商工会のこれまでの施策事業とはまた別の考え方というふうになるかと思いますが、よろしく御理解いただければと思います。

今の段階では答えられないといいますか、計上する予定は考えておりません。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 13節の業務委託料で1,014万6,000円ということで、このプレミアム付商品券の業務ということなのですけれども、業務の中身をもう少し詳しく、こういうことにこれくらい、例えばプレミアム分の5,000円分ですか、これもこの中に含まれているのかなというふうに思うのですけれども、業務という中身について、概要で結構ですから、どれくらいの予算でどれくらいかかる、多分5,000円分も入っていますよね。その辺をちょっと、もう一度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 阿保議員の御質問にお答えいたします。阿保議員お見込み

のとおり、この委託料の中にはプレミアム分の25パーセント割り増しの部分を計上してございます。その大きなものでございますけれども、1,700名分のプレミアム分5,000円をかけたものが850万円になります。これが一番、委託料の中で大きな数字となっております。

そのほか、当然お店で使われたあと商品券が集まって来て、それを換金しなければなりませんので、これらに係る販売の振込手数料、それからそれぞれ商工会さんにはそういった部分の手間をお願いすることになりますので、そういった部分の手数料で、約でございますけれども40万円程度、振込手数料と換金手数料等をそこで計上しております。

また、当然その販売や何かに、手間をかけていただくことになりまして、そのもうひとつ大きなものとしては商品券を印刷、作成していただく部分、これが92万円程度ということになっております。こういったものを合わせましての委託料総額となっているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 子育て世代と住民税非課税世帯に2万円で購入いただいて、2万5,000円の買い物ができるという中身で、今までの商工会の商品券発行と内容的には同じかなというように思うのですけれども、想像するに子育て世代もそうだと思うのですけれども、住民税非課税世帯の方が基本的に2万円を消費するということですよ。もちろん年間通じて2万円の消費は当然行なうのでしょうけれども、時期的に考えたときに、10月ということになればお歳暮とかという話になるのか、それとも3月、4月になれば入卒の時期というようなことで、実際に非常に高いプレミアム率だということは理解されると思うのですけれども、実際に使われるかどうかというあたりは、なかなかちょっと難しいのではないかなというふうには私は感じているのですけれども、その辺について議論何かあれば伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 阿保議員の御質問にお答えいたします。今回のプレミアム商品券でございますけれども、分割購入も可能というふうには国のほうから示されております。基本的には5回まで分けても構わないということでございます。4,000円で5回、そうなりますと4,000円の御購入で5,000円の商品券ということになりまして、そういった形でその期間中対応させていただきながら、この制度の運用を図ってまいりたいというふう考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号平成31年度本別町一般会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号平成31年度本別町一般会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第32号

○議長（高橋利勝） 日程第5 議案第32号平成31年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 議案第32号平成31年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、利用者の食事をつくる備品のガスオーブンが経年劣化により故障したため、更新を図ることによる増額補正でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,372万7,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

下段の2、歳出であります。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費18節備品購入費、施設等備品、ガスオーブンですが、現在あるものは昭和55年に購入したものでございまして、購入してから39年経過をしているものでございます。そのガスオーブンが全体的には古く見えるのですけれども、特に配管部分の劣化が激しいところでございまして、本年の3月に、ガス警報器が鳴ったのではなくて、たまたま通りかかった職員が何かガス臭いなということで、ガス漏れが発生しておりました。それで、地元の業者に緊急対応をしたところではございますけれども、その後専門業者に来ていただきまして、実際に見ていただきますと、協議の結果、配管等の備品が相当古く、交換部品が今現在製造されていないということが判明してございまして、修繕を断念せざるを得なくなり、将来的な利用人数等を勘案する中から、現在より一回り小さいものを選定し、更新を図るものでございます。

上段の1、歳入であります、4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金47万円の増額は、歳出で説明させていただきました備品購入のため補填するものでございます。

以上で、平成31年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今ちょっと驚きを持って聞きました、昭和55年のが現役で活躍していたということは、それはそれでいいのですけれども、配管部分の劣化によるガス漏れではないかというようなことで、部品交換がないということで新しく買い替える、そのこと自体はそれはそれでいいと思うのですけれども、これ一歩間違えたら火事とかになっている可能性があるのではないかなということ、ちょっと伺って、家庭でも確かガス何かは何年間かな、定期的に点検されているのですけれども、こういう施設のものも同じような安全点検というのはされて来てると思うのですけれども、そういう中で昭和55年から使っているという機械は、それはそれで大事に使っているということはいいことだと思うのですけれども、今の話聞くと、もう紙一重だったのではないかなという気がするものですから、その辺どうなっていたのかなということが一つ伺いたいことです。

それから一回り小さい機器にするということで、実際の仕事に与える影響というのは出てくるのかなと、多分想像するに何食か分を同時に調理するようなイメージじゃないかなと思うのですけれども、その辺で多少、調理の準備の効率に影響があるのかどうなのか、その辺の判断について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 阿保議員の質問にお答えさせていただきます。1点目のガス漏れの関係でございますが、年間数回、地元の業者で定期的に点検をさせていただいてございます。定期点検の報告書もいただきながら、大丈夫だということでこれまで使って来てございます。

それともう1点の、小さいことによる影響でございますけれども、このガスオーブンを買ったときにはですね、養護老人ホームの入所定員が50名で、50名満床で入っております。今現在、特養も50床の定員で50床入っております。それで対応して来たわけなのですけれども、今現在養護老人ホームは平成31年度をもって閉鎖をするということでございまして、今現在の入所している実入所者につきましては5名ということで、今、特養の定員50名のうちの50人満床、ショートステイが5人、養護老人ホームの5人、60名ということで、一回り小さくしたガスオーブンでも十分対応できるというふうに考えてございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 点検の関係ですが、地元の業者にまいとし点検していただいているということで、もう少し経過というか、ガス漏れがあったということですよ、さっきの報告だね。それが、まいとしの点検で、業者の責任とかそういうことではなくて、どういうことでこういうふうになったのかというところが、ちょっと今ひとつ腑に落ちないのです。その部分が、点検箇所じゃないところで、そういう劣化が起こっていたということなのか、それとも点検している箇所で見落としがあったということなのか、その辺りなのですね。ガス器具のイメージであれば、ガスボンベから配管があって、パイプとかホースがあって、機器に繋がっているというイメージなのですが、機器の中に入ってからということになると、なかなかそれは点検作業ではわからない部分は出て来るかもしれませんが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋利勝） 井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） お答えをさせていただきます。地元の業者さんに定期点検されているのは全体的に見させていただくのですけれども、今回ガス漏れが発生しているのではないかとこの配管につきましては、地面に一番近い所の、あまり見えづらい所の配管だったものですから、なかなか業者さんでもわからなかったのかなというふうに考えておりますけれども、今後はその辺も含めてきちっと点検をしていただくように、業者さんにもお話しをさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 最後です。地面の近い所ということで、外の配管ということなのですね。（「中です。」という声あり）中の地面に近い所の配管ということで、それは例えば一般の家庭でいうと、うちはよくゴムホース取り替えますけれどもね、何年たったのでそろそろ取り替えましょうみたいなことを言われて取り替えるのだけれども、地面に近い所の関係の配管というのは、そういうのってなかったのでしょうか。それだけ最後伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 私も実際に厨房に入って見させていただきましたけれども、本当に地面にすれすれな所の、配管の集中している所の一部が漏れていたのではないかとこのことだったのです。それで急遽地元の業者さんに来ていただいて応急処置をさせていただきましたけれども、この辺につきましても調理の職員、実際につくっている職員ですね、その辺についても定期的に今後見させていただきながら、気を付けていきたいなというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いたします。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号平成31年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号平成31年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第33号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第33号本別町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第33号本別町税条例等の一部改正について提案内容の御説明を申し上げます。

はじめに、改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法の改正を受けて行なうものでございます。

改正文の1行目の第34条の7第1項中の改正につきましては、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする文言の整備で、平成31年6月1日から施行されます。

5行目の附則第7条の3の2第1項中の改正は、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除対象期間を平成43年度から平成45年度の2年延期する改正と住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止の改正でございます。

9行目の附則第7条の4中から下から4行目の附則第9条の2中の改正は、寄附金税額控除における特例控除額の特例等の文言の整備で、平成31年6月1日から施行されます。

下から3行目の附則第10条の2第4項中の改正は、地方税法の改正に伴い整備したものでございます。

次ページの14行目の附則第10条の3第12項の改正は、条ずれによるもの及び政令改正等の改正でございます。

24行目の6項法附則第15条の8の改正は、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定の整備をしたものでございます。

下から5行目の平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の改正は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定の整

備をしたものでございます。

2 ページ後の 6 行目の附則第 1 6 条第 1 項中から次ページ 2 行目の附則第 1 6 条の 2 第 1 項中までの改正は、軽自動車税のグリーン化特例について、重課税を平成 3 1 年度に限ったものとし、平成 2 9 年度分の軽課税を削除する改正でございます。

3 行目の附則第 2 2 条第 3 項中の改正は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の文言の整備でございます。

9 行目の第 3 6 条の 2 中から下から 4 行目の第 3 6 条の 4 第 1 項中までの改正は、町民税申告記載事項の簡素化及び単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項への追加並びに町民税に係る不申告過料の文言の整備の改正で、平成 3 2 年 1 月 1 日から施行されます。

下から 3 行目の附則第 1 5 条の 2 から次ページの下から 4 行目の 3 項自家用 3 輪以上の軽自動車の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税、賦課徴収の特例、税率を 1 パーセント減とする臨時的な軽減を平成 3 1 年 1 0 月 1 日から平成 3 2 年 9 月 3 0 日までの間に取得した軽自動車に適用する改正で、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行されます。

下から 3 行目の附則第 1 6 条中から 2 ページ後の 2 5 行目の 3 項前項の規定の適用がある場合の改正は、軽自動車税のグリーン化特例について、重課税の規定を整備し、平成 3 2 年度分及び平成 3 3 年度の軽課税で、平成 3 1 年度で終了が平成 3 3 年度までの 2 年延期される改正で、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行されます。

2 7 行目の第 2 4 条第 1 項第 2 号中の改正は、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年合計所得金額が 1 3 5 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする改正で、平成 3 3 年 1 月 1 日から施行されます。

2 9 行目の附則第 1 6 条第 1 項中から次ページの 1 行目の附則第 1 6 条の 2 第 1 項中の改正は、軽自動車税のグリーン化特例について、平成 3 4 年度分及び平成 3 5 年度分の軽課税を対象に電気自動車等に限った上で新設する改正で、平成 3 3 年 4 月 1 日から施行されます。

5 行目の第 2 条のうちの改正は、軽自動車税の文言等の改正でございます。

下から 7 行目の第 1 条のうちから次ページの下から 4 行目の附則第 2 条第 4 項中の改正は、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置についての規定でございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用されますが、平成 3 1 年 4 月 1 日以外の施行日は、ただいま概要説明で申し上げた施行日になります。

以上で改正案の概要を説明させていただきました。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） ただいま大住議員から説明を省略することの動議が提出されました。
この動議は賛成者がありますので成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号本別町税条例等の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

これより質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号本別町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号本別町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第34号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第34号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第34号本別町国民健康保険税条例の一部改正について、提案内容の説明をさせていただきます。

この度の改正は、地方税法の改正を受けて行なうもので、初めにその内容につきまして御説明させていただきます。

1点目は、国民健康保険税限度額を3万円引き上げる改正です。

高齢化により医療給付費等が増加する一方、被保険者の所得が伸びない状況の中、例え

ば、保険税負担の上限を引き上げずに保険料収入を確保するとした場合、高所得者の負担と比較し、中間所得層の負担がより重くなることとなります。一方、賦課限度額を引き上げることとすれば、高所得層により多くの負担を求めることとなる反面、中間所得層に配慮した保険税の設定が可能となります。

これらのことを考慮し、今回の改正では3万円引き上げを行なうこととし、基礎課税限度額を58万円から61万円の改正となっております。

2点目として、低所得者層の軽減判定所得の改正も行なわれます。国民健康保険税は、均等割額及び平等割額からなる応益割と、所得割からなる応能割の合計額によって賦課されております。保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割の部分について7割、5割、2割を軽減しております。

今回の改正では、5割軽減の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減では50万円から51万円に引き上げることにより軽減判定所得の幅を広げ、軽減対象世帯の拡大を図るものです。

それでは、改正条文の朗読を持って提案にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第21条第1項中「580,000円」を「610,000円」に改め、同項2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同項第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

適用区分。

第2項、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で議案第34号本別町国民健康保険税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 第2条は最高税額の3万円のアップ、21条は軽減するときの基準になる金額というふうに理解をしたところですが、それぞれ一番近い実績、前年実績ということになるのでしょうか。本町の実績において、影響額等について試算があれば伺いたい、人数も含めて伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 阿保議員にお答えいたします。最初、限度額ですけれども、数字的には平成31年3月31日現在の30年度の金額で比較しております。現行の限度額超過人数が159名、改正後が146名。限度額までいかなかった数が13名です。金額的には、460万3,000円の増額になります。

次に軽減の関係なのですけれども、軽減でいったら5割になるところが、世帯数が3世帯で、人数的には4名、金額的には12万7,000円の減額になり、2割については、逆に2割から5割のほうに行くところがあるので、逆にマイナスになりまして、マイナス2世帯で人数も2名減になりまして、影響的には逆にここの部分の2万7,000円高くなりまして、全体的な影響額では10万円の減額となります。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第2回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前10時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年 4月25日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 大 住 啓 一